

第六十条中、「については、第七条の規定を準用する。」を、「は、道路を破損するおそれのないものとして、告示で定める基準に適合しなければならぬ。」に改める。

第六十一条第一項中、「原動機付自転車の減速及び停止等に係る。」を、「原動機付自転車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該原動機付自転車を停止状態に保持できるものとして、」に改める。

第六十二条中、「次の基準に適合する。」及び「個」を削り、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前照灯は、夜間に原動機付自転車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取付けられなければならない。

第六十二条の二を次のように改める。

(番号灯)

第六十二条の二 原動機付自転車の番号灯は、夜間にその後面に取り付けた市町村(特別区を含む)の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第六十二条の三第二項中、「尾灯は」の下に「、夜間に原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車の存在を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、」を加える。

第六十二条の四第二項中、「制動灯は」の下に「、原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車が制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、」を加える。

第六十三条第二項中、「後部反射器は」の下に「、夜間に原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車の存在を示すことができるものとして、」を加える。

第六十三条の二第二項中、原動機付自転車の「を削り、方向指示器は」の下に「、原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、」を加える。

第六十四条及び第六十四条の二を次のように改める。

(警音器)

第六十四条 原動機付自転車(付随車を除く)には、警音器を備えなければならない。

2 警音器の警音発生装置は、次項に定める警音器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 原動機付自転車には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため原動機付自転車が右左折、進路の変更若しくは後退するとき、その旨を歩行者等に警報するブザーその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。

(後写鏡)

第六十四条の二 原動機付自転車(付随車を除く)には、後写鏡を備えなければならない。

2 原動機付自転車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える原動機付自転車であつて車室を有しないものを除く)に備える後写鏡は、運転者が運転者席において原動機付自転車の後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える原動機付自転車であつて車室を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして、当該後写鏡による

運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前項の後写鏡は、同項に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第六十五条の二及び第六十六条を次のように改める。

(速度計)

第六十五条の二 原動機付自転車(付随車を除く)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

(乗車装置)

第六十六条 原動機付自転車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 原動機付自転車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席を除く)は、安全に着席できるものとして、寸法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

別表を削る。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の四第一項第五号中(同令第五号第一号及び第二号に係るものを除く)を削る。
(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)
第三条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中、「第四十八条の二第二項各号に掲げる基準」を、「第四十八条の二第二項の規定」に改める。

(貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部改正)
第四条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「第四十八条の二第二項各号に掲げる基準」を、「第四十八条の二第二項の規定」に改める。

(自動車事故報告規則の一部改正)

第五条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号ト中、「第一条第一項第十一号に規定する」を、「第四十七条第一項第三号に規定する品名」に改める。

附則

この省令は平成十五年十月一日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十條第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月二十六日

国家公安委員会委員長 小野 清子
第二号の表県道仙台松島線の項の前に次のように加える。

県道青森東イン
市大字三本木まで

附則

この告示は、平成十五年九月二十八日から施行する。

○金融庁告示第十号

農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)第五條第十項第三号の規定に基づき、平成十三年九月十三日金融庁告示第十三号(農林中央金庫法の施行に関する件)の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から適用する。

平成十五年九月二十六日
金融庁長官 高木 祥吉
農林水産大臣 亀井 善之

第五条中、「農畜産業振興事業団」を、「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。